

令和5年度 高山市保育料徴収月額表

(単位:円)

4月1日現在満年齢により児童の属する階層区分			保育園等(H:保育標準時間)		保育園等(T:保育短時間)			
階層区分	定義		階層名称	3歳未満児 (3号認定)		3歳未満児 (3号認定)		
				第1子	第2子	第1子	第2子	
第1階層	生活保護世帯		1	0	0	0	0	
第2階層	市町村民税 非課税世帯	うちひとり親世帯等 の認定世帯	2-1	0	0	0	0	
			2-2	0	0	0	0	
第3階層		所得割課税額	3-2	13,650	4,870	13,510	4,820	
		48,600円未満						
		うちひとり親世帯 等の認定世帯	3-1	6,300	0	6,300	0	
第4階層	市町村民税 課税世帯	ひとり 親等	48,600円以上 77,101円未満	4-1a	6,300	0	6,300	0
			77,101円以上 97,000円未満	4-1b	21,000	7,500	20,720	7,400
		一般	48,600円以上 57,700円未満	4-2a	21,000	7,500	20,720	7,400
			57,700円以上 97,000円未満	4-2b	21,000	7,500	20,720	7,400
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	5	31,150	11,120	30,730	10,970	
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	6	31,150	11,120	30,730	10,970	
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	7	31,150	11,120	30,730	10,970	
第8階層		397,000円以上	8	31,150	11,120	30,730	10,970	

・3～5歳(年少～年長)の保育料については、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により無償となっています。

・保育標準時間、保育短時間については、保護者の就労時間等により保育必要量の認定を行います。

・第2子とは、児童の属する世帯に18歳未満の児童が2人以上いる場合において、入園している児童が18歳未満の児童のうち第2子である場合となります。(注1)

・第3子以降の保育料について
児童の属する世帯に18歳未満の児童が3人以上いる場合において、18歳未満の児童のうち第3子以降の児童が入園している場合は、この表により算出した額にかかわらず無料となります。(注2)
(注1)(注2)…世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合、18歳以上の兄弟を含めます。

- ・市町村民税は、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、国や地方公共団体への寄付金控除、住宅耐震改修特別控除等の税額控除前の税額を適用します。
- ・保育料を決定する年齢区分は、入園した年度の4月1日現在の満年齢とします。
- ・第2階層、第3階層及び第4階層の「ひとり親世帯等」とは次のいずれかに該当する世帯とします。
 - ① 母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で、現に児童を扶養している者の世帯、及びこれに準ずる父子世帯
 - ② 在宅障がい者(児)のいる世帯で次に掲げる者(児)を有する世帯
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ③ 生活保護法に定める要保護世帯等、特に困窮していると市長が認めた世帯

1. 市町村民税は、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、国や地方公共団体への寄付金控除、住宅耐震改修特別控除等の税額控除前の税額を適用する。
2. 保育料を決定する年齢区分は、入園した年度の4月1日現在の満年齢とする。
3. 第2階層、第3階層及び第4階層の「ひとり親世帯等」とは次のいずれかに該当する世帯とする。
 - ① 母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で、現に児童を扶養している者の世帯、及びこれに準ずる父子世帯。
 - ② 在宅障がい者(児)のいる世帯で次に掲げる者(児)を有する世帯。
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ③ 生活保護法に定める要保護世帯等、特に困窮していると市長が認めた世帯